（免状交付事務に係る公示）

**第五十六条の三**　令第三十七条第二号の規定による公示は、次に掲げる事項を明らかにすることにより行うものとする。

一・二　［略］

（添付書類の省略）

**第六十七条**　法第四十七条第一項若しくは第二項の認可を受けようとする場合又は法第四十八条第一項の規定による届出をしようとする場合において、その申請書又は届出書に添付すべき書類のうち、経済産業大臣（令第四十六条第三項の表第十六号の権限に係る事業用電気工作物に係る場合は、当該権限を行使する産業保安監督部長。第七十条において同じ。）がその認可の申請又は届出に係る事業用電気工作物の型式、設計等から見て添付することを要しない旨の指示をしたものについては、第六十三条第一項又は前条第一項若しくは第二項の規定にかかわらず、添付することを要しない。

2　［略］

**第七十三条の六の二**　法第五十一条第三項の原子力を原動力とする発電用の事業用電気工作物以外の事業用電気工作物であって経済産業省令で定めるものは、火力発電設備及び燃料電池発電設備に属する電気工作物（当該電気工作物の構造その他の関係により経済産業大臣（令第四十六条第三項の表第十七号の権限に係る電気工作物に係る場合は、当該権限を行使する産業保安監督部長。以下この条において同じ。）が指示するものを除く。）とする。

2　［略］

**第九十四条の五の二**　法第五十五条第四項の原子力を原動力とする発電用の特定電気工作物以外の電気工作物であって経済産業省令で定めるものは、火力発電設備、燃料電池発電設備及び風力発電設備に属する電気工作物（当該電気工作物の構造その他の関係により経済産業大臣（令第四十六条第三項の表第二十一号の権限に係る電気工作物に係る場合は、当該権限を行使する産業保安監督部長。以下この条において同じ。）が指示するものを除く。）とする。

2　［略］

（免状交付事務に係る公示）

**第五十六条の三**　令第十八条第二号の規定による公示は、次に掲げる事項を明らかにすることにより行うものとする。

一・二　［略］

（添付書類の省略）

**第六十七条**　法第四十七条第一項若しくは第二項の認可を受けようとする場合又は法第四十八条第一項の規定による届出をしようとする場合において、その申請書又は届出書に添付すべき書類のうち、経済産業大臣（令第二十七条第三項の表第十六号の権限に係る事業用電気工作物に係る場合は、当該権限を行使する産業保安監督部長。第七十条において同じ。）がその認可の申請又は届出に係る事業用電気工作物の型式、設計等から見て添付することを要しない旨の指示をしたものについては、第六十三条第一項又は前条第一項若しくは第二項の規定にかかわらず、添付することを要しない。

2　［略］

**第七十三条の六の二**　法第五十一条第三項の原子力を原動力とする発電用の事業用電気工作物以外の事業用電気工作物であって経済産業省令で定めるものは、火力発電設備及び燃料電池発電設備に属する電気工作物（当該電気工作物の構造その他の関係により経済産業大臣（令第二十七条第三項の表第十七号の権限に係る電気工作物に係る場合は、当該権限を行使する産業保安監督部長。以下この条において同じ。）が指示するものを除く。）とする。

2　［略］

**第九十四条の五の二**　法第五十五条第四項の原子力を原動力とする発電用の特定電気工作物以外の電気工作物であって経済産業省令で定めるものは、火力発電設備、燃料電池発電設備及び風力発電設備に属する電気工作物（当該電気工作物の構造その他の関係により経済産業大臣（令第二十七条第三項の表第二十一号の権限に係る電気工作物に係る場合は、当該権限を行使する産業保安監督部長。以下この条において同じ。）が指示するものを除く。）とする。

2　［略］

（売買取引数量等の公表）

**第百三十二条の八**　［略］

2　法第九十九条の五の「売買取引の数量及び価格」とは、次の表の上欄に掲げる市場の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事項とする。

| | |
|---|---|
| ［略］ | ［略］ |
| 一時間前市場 | 一　翌日市場における売買取引に係る電力の受渡しが行われる特定の時間帯と同一の時間帯における売買取引の数量 |
| | 二　［略］ |
| ［略］ | ［略］ |

3　［略］

（特定計量の定義）

**第百三十二条の十四**　法第百三条の二第一項の経済産業省令で定める計量は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一　電気計器（計量法（平成四年法律第五十一号）第七十二条第一項の検定証印又は同法第九十六条第一項（同法第百一条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の表示（以下「検定証印等」という。）が付されているもの（検定証印等の有効期間を経過していないものに限る。）を除く。）を使用する計量

二　電力量その他の電気に係る物象の状態の量（計量法第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）を増加させ、又は減少させる機器の種類を特定してする計量

三　特定した機器の種類の定格消費電力が五百キロワット未満であること又は出力電力が五百キロワット未満であることが

（売買取引数量等の公表）

**第百三十二条の八**　［略］

2　法第九十九条の五の「売買取引の数量及び価格」とは、次の表の上欄に掲げる市場の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事項とする。

| | |
|---|---|
| ［略］ | ［略］ |
| 一時間前市場 | 一　スポット市場における売買取引に係る電力の受渡しが行われる特定の時間帯と同一の時間帯における売買取引の数量 |
| | 二　［略］ |
| ［略］ | ［略］ |

3　［略］

［新設］